

(平成23年3月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を15万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

A社が支払った平成16年12月の賞与について、厚生年金保険料は正しい金額が控除されているが、被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出するのを失念しており、その後、年金事務所に訂正届を提出したが、訂正後の厚生年金保険料は時効により納付できず、年金給付に反映されていないので、年金給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した賃金台帳により、申立人は、申立期間において、15万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時の申立てに係る被保険者賞与支払届を提出していること、また、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料につい

て納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年6月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月から50年12月まで

私が20歳になった昭和48年*月頃に、両親がA村役場（現在は、B町役場）で私の国民年金の加入手続を行い、両親の国民年金保険料と一緒にC農協で保険料を納めていた。しかし、私が厚生年金保険に加入していることを知った父が、役場か農協の職員に国民年金保険料と厚生年金保険料の重複納付について聞いたら、重複納付していても年金に加算されると言われたので、私が結婚する昭和50年12月まで保険料を納めてきたと、父から聞いていた。それにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年5月12日に国民年金の第3号被保険者の届出をした際に払い出された国民年金手帳記号番号のほかに、48年6月19日以降に申立人の旧姓で払い出されている国民年金手帳記号番号が確認できるところ、当該記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、20歳到達者に生年月日順に記号番号が付番されていることが確認できることから、A村において職権で払い出されたものと推認でき、申立人の主張と相違する上、当該払出簿の経過欄に「52年2月28日B町取消し」と記載されているほか、当該記号番号に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及びB町の国民年金被保険者名簿は存在しない。

また、制度上、国民年金と厚生年金保険が重複加入と分かった時点で、国民年金の被保険者資格を遡って取り消し、納付済みの国民年金保険料

は還付されることになるものの、オンライン記録において申立人の申立期間に係る保険料が還付された形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、「私の国民年金の加入手続及び保険料の納付は全て両親が行っていた。」と主張し、その父は、「娘が20歳になったので国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していた。」と証言しているものの、申立人の父は、保険料の納付金額、納付方法及び納付場所についての記憶が曖昧である上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人の両親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から平成9年2月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から平成9年2月まで

私は、高校卒業後、手術で体調を崩したこともあり、アルバイトや実家の手伝いをして生活していたため、経済的に苦しく、母にも年金の免除については厳しく言われていたことから、申立期間については、毎年、A市公民館に出向き申請免除の手続を行っていたにもかかわらず、未納とされていることに納得がいかないで調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金保険料が免除されるためには、国民年金に加入し、国民年金手帳記号番号の払出しを受ける必要があるところ、申立人には平成9年7月25日に基礎年金番号が付番されていることがオンライン記録により確認できるものの、申立期間の保険料を免除することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和56年9月8日から61年4月5日までに払い出された全ての記号番号を確認したが、申立人の氏名は確認できない上、申立人は他市町村への住所変更を行っていないことが住民票から確認できるなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の最初の免除記録は、オンライン記録により、平成9年3月から10年3月までの期間について、9年4月30日に申請され、同年11月25日に処理されていることが確認できる一方、申立期間は未納となっており、同様に申請手続を行ったとする14回もの免除記録の全てが欠落するとは考え難い。

さらに、申立人は、「申請免除の手続は、毎年、市公民館で行っていた。」

と述べているものの、A市の申立期間当時の担当者は、「申立期間当時、地区公民館における年金相談では、申請免除について受付を行っていた。しかし、A市役所の隣にあるA市公民館において、A市が、毎年、申請免除を受け付けていたとは考え難い。」と供述していることから、申立人の主張とは相違する。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料納付の免除申請手続きをしていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料納付の免除申請手続きをしていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年12月から43年3月までの期間及び45年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年12月から43年3月まで
② 昭和45年1月から同年3月まで

昭和37年頃、母が私のために国民年金に加入すると言って加入手続を行い、保険料を納付してくれていたのに、申立期間①が未納となっていることに納得できない。

また、私は、中学校を卒業してからずっとA市に住んでいたが、結婚した昭和44年頃までは、母がB県C町で保険料を納付してくれていた。そのため、その頃は自分では保険料を納付したことはないが、申立期間②が申請免除になっていることに納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「私は中学校を卒業してから住所をC町に置いたままA市に住んでいたが、昭和37年頃、母が私のために国民年金の加入手続を行い、結婚した44年頃まで、C町で保険料を納付してくれていた。」と主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期については、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の前後に国民年金手帳記号番号が払い出された任意加入被保険者への払出日、及びC町の被保険者名簿により、申立人は43年7月から44年3月までの期間は申請免除を受けていることが確認でき、当該免除期間の申請手続期間から、同年8月1日から同年10月31日までの間に手帳記号番号が払い出されたものと推認され、当該払出時点では、申立期間①の大部分は時効により保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人の妹は、申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出

されているところ、申立期間①のうち、妹が20歳に到達した昭和41年*月から43年3月までの期間の保険料は申立人と同様に未納となっている。

さらに、申立人は、「母及び妹は既に死亡しており、二人以外に証言してくれる人はいない。」と供述している上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、具体的な加入状況及び納付状況が不明である。

加えて、申立人は、C町及びA市以外の市町村へ住所変更を行っていないことが戸籍の附票から確認できるなど、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、「私が結婚してA市に住所を移した昭和44年頃までは、母がC町で国民年金保険料を納付してくれた。」と述べているものの、C町の国民年金被保険者名簿により、申立期間②を含む昭和44年度(昭和44年4月から45年3月まで)の保険料は免除期間とされていたことが確認できるところ、申請免除は申請に基づき行われるものであることから、申請が無いまま市町村が保険料を免除することは考え難い上、当該免除期間のうち、44年4月から同年12月までの保険料が免除の承認後に現年度納付されたことがオンライン記録により確認できるものの、申立期間②については、保険料が納付された事実を確認できず、申立期間②が免除期間として残されていることに不自然さはいかがえない。

また、申立人の妹は、申立期間②に関して、昭和44年4月から国民年金被保険者資格を喪失した同年8月までの期間は、申立人と同様に保険料免除期間となっている。

さらに、申立人は前記のとおり、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していないところ、その夫は、「結婚してからは、私が夫婦二人分の国民年金保険料をD納税貯蓄組合で納付した。」として、その当時の組合長だったとする人の氏名を挙げて証言しているが、その夫は申立期間②の保険料が未納となっているほか、A市は、「氏名を挙げられた人は、D納税貯蓄組合ではなく、隣接地区の納税貯蓄組合長を昭和49年4月1日から平成3年9月20日まで勤めた。」と回答しており、夫の証言とは符合しない上、隣接地区納税貯蓄組合の現組合長は、「当時の組合長は死亡しており、書類が保存されていないので、当時のことは分からない。」と供述している。

このほか、申立人の母及び申立人の夫が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 9 月から 41 年 1 月まで

申立期間当時、A 県 B 市か C 市にあった D 社に勤務し、建設現場の E 業務や F 業務等の仕事をしていたが、社会保険事務所（当時）からは、D 社という適用事業所は無かったとの回答があった。

給与から厚生年金保険料等の社会保険料を引かれて、手取りが 15 万円から 16 万円くらいだった記憶や、健康保険証をもらった記憶もあるので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

G 局 H 出張所からは、「管轄地域内に当該事業所は見当たらない。」旨の回答を得ている上、I 事務局は、「D 社について、過去の会員名簿を調査したが、確認することができなかった。古くから勤務している職員に確認しても、記憶している者はいなかった。」と供述していることから、申立事業所である D 社は確認できなかった。

また、オンライン記録で確認できる D 社の名称では、全て申立期間以降に厚生年金保険の適用事業所となっている上、同社の名称に係るオンライン記録により厚生年金保険被保険者記録を確認したが、その中に申立人に該当する記録は無い。

さらに、申立人は、「D 社には、20 人から 30 人くらいの従業員がいた。」と供述しているが、当時の上司や同僚等の名前の記憶が曖昧であることから、個人を特定することができず、申立人の勤務実態等について関連資料及び証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年6月14日から7年3月31日まで
② 平成7年5月13日から8年3月31日まで

出稼労働者手帳には申立期間がA社の雇用期間として記載されているが、厚生年金保険の加入期間とされていないので調査してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、出稼労働者手帳に記載されている雇入通知書及び雇用保険の加入記録により、申立人がA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当該事業主から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人が当該事業所において平成6年4月18日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年6月14日に同資格を喪失していることが確認できる上、当該被保険者記録はオンライン記録と一致している。

また、当該事業主は、「厚生年金保険料は翌月の給与から控除していた。」と回答しているところ、当該事業主から提出された申立人の平成6年分給与所得者に対する所得税源泉徴収簿並びに同年5月及び同年6月の給与明細書により、同年4月及び同年5月の厚生年金保険料が控除されていることは確認できるが、同年7月以降の給与から同保険料は控除されていないことが確認できる上、当該事業所の事務担当者は、「平成6年4月及び同年5月分の社会保険料は控除されていたが、それ以外の月は雇用保険料に相

当する金額のみが控除されていたと思う。」と供述している。

さらに、当該事務担当者は、「60歳以上で年金をもらいながら働いていた人もおり、厚生年金保険と健康保険には入りたがらない人がいた。」と供述している。

加えて、B厚生年金基金及びC健康保険組合から提出された資料により、申立人が同基金及び同組合に加入していた期間は、オンライン記録による厚生年金保険被保険者期間と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年2月から同年7月まで
② 昭和29年9月から30年2月1日まで
③ 昭和30年4月1日から同年6月16日まで

昭和28年2月からA社B店でC業務をしていたが、同年A社移動で、D事件の時失職した。

その後、昭和29年9月A社が来たので、職安を通してまたC業務として仕事に就き、31年1月7日まで勤務していたが、その期間に異動はなかった。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③までについて、E事務所の回答により、勤務期間は一致しないものの、申立人がF事務所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、E事務所から提出された申立人のG登録票に記載されている記録と、申立人のF事務所における厚生年金保険被保険者期間はおおむね一致している上、E事務所は、「社会保険加入を証明できる記録は無い。」と回答しているほか、H健康保険組合は、「申立期間に係る資料は、保存期間満了により廃棄しており確認できない。」と回答している。

また、申立人が同じ職種として名前を挙げた元同僚二人の厚生年金保険の加入記録は、申立人と同様、申立期間②及び③の直後はいずれも厚生年金保険の被保険者期間であることが確認できるものの、申立期間①、②及び③については被保険者期間となっていないところ、当該元同僚の一人は既に死亡し、他の一人は所在不明のため供述を得ることはできない。

さらに、申立期間①、②及び③に厚生年金保険の被保険者記録が確認で

きる元従業員 13 人に照会したものの、申立人の申立内容を裏付ける供述は得られなかった。

加えて、厚生年金保険払出簿により、申立人の F 事務所における被保険者記号番号の払出日は昭和 30 年 2 月 1 日と確認でき、これはオンライン記録における申立期間②直後の被保険者資格取得日と一致している上、厚生年金保険被保険者台帳及びオンラインにおける資格取得日及び資格喪失日の記録は一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 21 年 8 月 19 日から 23 年 7 月 31 日まで
② 昭和 23 年 8 月 30 日から 同年 9 月 20 日まで

私は、昭和 21 年 8 月 19 日から 23 年 7 月 31 日までの期間及び同年 8 月 30 日から 同年 9 月 20 日までの期間、A 社（現在は、B 社）が所有し、主に同社 C 支社を拠点に D 市との間に E 船として就航していた F 丸に G 業務従事者として乗船し、船員保険に加入していた記憶があるにもかかわらず、この期間が未加入となっていることに納得できない。船員手帳の写し及び当時の上司の名前を挙げるので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人の業務に関する記憶及び元上司 3 人の氏名に記憶があること並びに申立人から提出された船員手帳の写しにより、申立人が申立期間頃、A 社が所有する F 丸に乗船していたことは認められる。

しかしながら、当該事業所は、「社史から F 丸を所有していたことは確認できるものの、申立期間当時の船員に関する資料は、現在、全く残っていない。10 年程前に、本社も含め各事業所に保管されていた労働者名簿を集めデータ化したのが、その中に申立人の氏名は見当たらず、申立期間当時の在籍の有無、船員保険への加入の有無、保険料の控除及び納付について全て不明である。」と回答している。

また、申立人は、当時の上司 3 人の連絡先は不明としており、オンライン記録でも当該 3 人の連絡先は確認できない上、一緒に乗船していたと述べている H 業務従事者及び他の同僚の氏名を記憶していないため、これら

の者から当時の勤務実態及び船員保険の取扱いについて証言を得ることはできなかった。

さらに、申立人が、所属していたと述べているA社C支社は、申立期間当時、船員保険の適用事業所として確認できるものの、当該事業所の船員保険被保険者名簿を確認したが、申立人及び申立人が当時の上司として名前を挙げた3人の氏名は無く、船員保険の整理番号に欠番も無い。

加えて、A社は、申立期間当時、船員保険の適用事業所として確認でき、当該事業所の船員保険被保険者名簿を確認したところ、申立人が当時の上司として名前を挙げた3人の加入記録は確認できるものの、申立人の氏名は無く、船員保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の全ての申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年7月から22年9月まで
② 昭和25年8月1日から27年2月まで

申立期間①について、生前、父はA県のB業務を退役した約1か月後には、C社に勤務していたと言っていた。C社はその後、D社となり、さらに合併により、E社となった。また、申立期間②については、私が生まれた昭和26年2月には、「間違いなくF社に勤務していて、厚生年金保険料は毎月引かれていた。」と言っていた。申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、C社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない上、D社は昭和33年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿を確認したが、申立人に対して申立期間当時に厚生年金保険被保険者手帳記号番号が払い出されたことは確認できない。

さらに、D社は昭和47年2月1日にE社に合併し厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、その後、名称変更により、G社となっているが、現在の担当者は、「50年以上経過している上、合併等による組織の変遷により、申立期間当時の資料は無いと思う。」と回答しており、申立期間当時の厚生年金保険料の控除等について関連資料を得ることはできなかった。

加えて、申立人の子によれば、「亡き父は、元同僚二人と一緒に勤務していたが、元同僚に誘われて申立期間②の事業所であるF社に勤務した。」と供述しているところ、同社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿で二人の記録が確認できるものの、いずれも既に死亡しており、当時の厚生年金保険料の控除等について聴取することはできない。

申立期間②について、オンライン記録では、申立人はF社が適用事業所となった昭和22年10月1日に、前記二人の元同僚と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、25年8月1日に資格喪失していることが確認でき、当該記録は厚生年金保険被保険者台帳と一致している。

また、当該事業所は昭和27年9月25日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は既に死亡しており、申立期間当時の厚生年金保険料の控除等について関連資料及び証言を得ることはできない。

さらに、申立人の子によれば、「元同僚の一人は、亡き父より1年くらい後まで当該事業所に勤務していた。」と供述しているところ、元同僚の資格喪失日は、昭和26年5月1日とされ、申立人より約10か月後まで勤務した記録となっており、その供述とほぼ符合する。

加えて、当該事業所の前記以外の同僚3人に照会し、回答のあった二人のうち一人は、「申立人は記憶しているが、いつまで勤務していたか分からない。」と供述しているものの、同人が申立人の資格喪失日である昭和25年8月1日と同日に資格喪失していることについては、「自分の記録は間違いない。その頃、会社が倒産し、給料も支払われないし、ほとんどの従業員が会社を辞めた。」と供述しているところ、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立人の資格喪失日前後に勤務していたと推認できる従業員は申立人を含め28人いるが、そのうち13人は申立人と同日に資格喪失していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年8月1日から23年7月1日まで
生前、母は、昭和19年8月1日からA社(又はB社)に勤めたと言っていた。厚生年金保険料が引かれたのは、それから1年くらいたってからだと言っていた。記録が見つかった23年7月以降は全て一致しているが、それ以前の記録が見つからない。B社とA社ができる前は、A店・B店と呼んでいた。間違いなく給与から引かれていたということなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の子によれば、「私は、亡き母から、昭和19年8月1日からA社(又はB社)に勤め、それから1年くらい後に厚生年金保険料を控除されるようになった。A社・B社の名称になる前はA店・B店と呼んでいたと聞いている。」と述べている。

しかしながら、オンライン記録により、A社は昭和23年7月1日に、B社は同年9月1日にそれぞれ厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、申立人の厚生年金保険の加入記録は、オンライン記録により、A社の被保険者資格の取得日は昭和23年7月1日、喪失日は25年7月11日、再取得日が27年4月1日、喪失日は30年1月1日、B社の被保険者資格の取得日は同年1月1日、喪失日は34年1月2日と確認でき、当該記録は厚生年金保険被保険者台帳及びC共済組合の組合員となった者の厚生年金保険被保険者資格記録カードと一致している。

さらに、A社は合併し、現在はD社になっていることから、同社に照会したところ、「申立期間当時の書類は残っていない。」と回答しており、厚生年金保険料の控除等について関連資料を得ることはできなかった。

加えて、A社の元同僚で厚生年金保険の加入記録の確認できる二人は、「申立人は知っているが、勤務した時期や厚生年金保険料の控除等については分からない。」と回答している。

その上、申立人の子は、「A社・B社となる前はA店・B店であった。」と主張しているところ、B店は昭和19年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているものの、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間における被保険者の中に申立人の氏名は無い上、当時の元従業員10人は、死亡又は所在不明のため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて証言を得ることはできなかったほか、A店は厚生年金保険の適用事業所として確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。